

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第60回理事会

平成14年5月

資 料

	ページ
償い金実施状況	1
償い事業終了のプロセス（事務局整理案）	2

償い事業終了のプロセス
(事務局整理案)

2002年5月14日 懇談会

	終了のセレモニー	評価報告書	個人情報の管理	備考
韓国	A) 受け取った被害者、申請した被害者がより安定した状態になるまで、「基金」は活動に関して、セレモニーは控えるのが適當。 B) 実施に協力してくれた関係者、世話人、関係団体に対して報告と感謝を伝える。同時に、実態把握と「基金」への要望などを聞く。 (5月22日を予定)	経過、内容、結果などの報告書は、関係グループや関係者との検討を経て整備する。	A) 被害者個人の情報(氏名、住所、口座など)は永久に秘。消却する。事実についての証言、記録は、プライバシーに触れる部分はすべて排除して保存する。 B) 実施状況にかかる記録の処理は、所定の保存期間による。	
台湾	終了のお礼と挨拶。6月中旬訪台予定、理事長からの感謝状。現地協力者(萬国法律事務所や交流協会など)と、その他関係者への挨拶。記者会見は行わない。	経過、内容、結果などの報告書は、関係グループや関係者との検討を経て整備する。	A) 被害者個人の情報(氏名、住所、口座など)は永久に秘し、基金と萬国法律事務所が保管する関係書類は、事実にかかる証言などを除き、所定の保存期間を経て消却する。 B) 実施状況にかかる記録の処理は、所定の保存期間による。 C) 映像記録については、被害者個人の情報(氏名、住所など)を除き、歴史資料として残す。所定の秘守期間を終えるまで外部に出さない。	
フィリピン	社会福祉開発省による医療福祉支援事業が終了し、残務整理が終わった時点で、評価会を日本で開催する機会に合わせて行う。	タスクフォースの監査を含む報告書は、医療福祉支援事業終了時に、提出されるので、基金の報告の基礎資料になると思われる。できるだけ早急に翻訳し、上記、日本でのセレモニーなどの背景説明に使えるよう準備する。	認定を担当した司法省には、面接の記録や追加の提出資料など、当初、申請書に添付され基金がコピーを保管している情報以外のものもある。司法省は認定されなかった人々の出生証明書や婚姻証明書などの原本は、本人や親族に司法省から返還する。その他の資料については、基金からの提案を待つとの意見なので、運営審議会で議論し、保存する資料および国の情報管理に準じ保存期間を決定する。	
日本国内	理事長談話 → ①終了の報告 ②総人数の公表 ③国民・拠金者に対する感謝 ④記者会見			

関係資料

外務省報道ぶり

1-7

戦後補償ネットワークFAX

8-11

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連

12-34

新聞切り抜き
女性・人権問題関連

35-51

新聞切り抜き
AWF関連

52-54

戦後補償実現！FAX速報 No.374・375 2002 4.20.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額500円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆連合国POW訴訟、東京高裁も個人請求権否定し、請求棄却

3月27日東京高裁（石井健吾裁判長）は、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランドの元捕虜・民間抑留者7人が日本政府を相手取って第2次大戦中に抑留され、過酷な扱いを受けたことに対し1人当たり2万2千ドルの慰謝料を求めた裁判の控訴審判決で、98年11月の東京地裁1審判決を支持し、控訴人らの訴えを退けた。各原告の収容事実は追加認定し、「耐え難い苦痛と焦燥の日々」を推認した。国際人道法に個人の権利を保障した規定が「例外的」に存在することは認めたものの、実行手続きがなければ不可とし、1928年ダンチッヒ判決も例外的として、個人の請求権を否定した。原告の1人で13歳でジャワ島で収容され、4年間勉学の機会も奪われ、虐待されたニュージーランドのH.C. ジーマンさん(74)は判決後の記者会見で「日本は国際的な汚名を挽回する機会を逸した」と語り、判決を批判した。同日夜の「ニュースステーション」は「日本もドイツのように法律をつくって解決すべき」とコメントした。（3/27時事・共同、TV朝日、28毎日・朝日・Japan Times）

◆韓国江原道遺族会訴訟も東京高裁で控訴棄却。「国家無答責」論を採用

28日東京高裁（矢崎秀一裁判長）は、韓国の江原道遺族会の元日本軍人・軍属・強制徴用被害者と遺族24人が日本政府を相手取って1人200万円の損害賠償と謝罪文を求めた江原道遺族会訴訟の控訴審判決で、96年11月の東京地裁1審判決を全面的に支持し、明治憲法下の「国家無答責」論を採用して、安全配慮義務違反、国際法に基づく請求、立法不作為などの主張も退け、請求を棄却した。判決後、原告団長の金景錫（キム・ギョンスク）さん(76)は「日本の司法は浅はかな自国の利のために人道を失っている。過ぎし13年間は何のためだったのか？ 日本の殺し得はいつまで続くのか？」と失望を語った。（3/28共同・時事）

◆中国人「慰安婦」第2次訴訟も請求棄却。PTSDは初めて認定

29日東京地裁（菊池洋一裁判長）は中国人元「慰安婦」2人が日本政府に謝罪と1人20万円の損害賠償を求めた裁判の判決を言い渡し、「国際法で個人が国家に損害賠償請求権を有するとは考えられない」として、請求を棄却した。中国民法、日本民法に基づく請求、立法不作為を原因とする国家賠償請求もすべて退けたが、原告のPTSDを初めて日本の裁判所として認定した。なお、原告の侯巧蓮さんは昨年5月に亡くなり、遺族5人が訴訟を継承しているため現在原告は6人。（3/29共同・時事）

◆ILO専門家委員会日本の「慰安婦」・強制連行の検討を継続。年次報告書で5回目の言及

3月7～22日ジュネーブで開催されたILO理事会に提出された条約勧告適用専門家委員会2002年度報告は「一般報告と個別の国に対する意見書」の中で再び29号強制労働禁止条約に関わる「日本の戦時「慰安婦」と企業強制労働」を取り上げた。全造船労組からの報告を紹介し、日本政府の詳しい報告を求めている。この問題はすでに4回取り上げられ、今回で5度目。昨年は賠償問題は条約等で決着済みとの日本政府の見解に同意していたが（本紙328号参照）、今回労組側からの指摘に再検討の姿勢を示した。（強制連行全国ネット）

◆参議院内閣委員会で「慰安婦」問題について集中質疑。官房長官に政策転換を要求

3月19・20日の両日参議院内閣委員会で福田官房長官を相手に「慰安婦」問題についての集中質疑が行われた。2月にインドネシアを訪問し、「慰安婦」問題の調査をした野党3党の女性議員3人(本紙369号参照)がリレー式に質問に立ったもので、「慰安婦」問題で3党の議員がそろって質問したのは初めてで、福田官房長官が「慰安婦」問題で答弁したのも就任以来初めてだった。19日最初に岡崎トミ子議員(民主)が、韓国の水曜デモが500回を迎え、東チモールでも自衛隊PKO部隊が「慰安婦」の抗議デモに出迎えられたことなどを紹介。鄭夢準(チョン・モンジュン)韓国国会議員(韓国サッカー協会会長)や韓明淑(ハ・ミンソク)韓国女性大臣の言葉を引用しながら、問題解決の遅れを指摘。インドネシア政府や議会関係者のこの問題に対する姿勢を報告して、謝罪と補償による名誉回復への政策転換を求めた。ついで吉川春子議員(共産)が、「女性のためのアジア平和国民基金」に対する13億3540万円の外務省資金の拠出に関して、国連大学が介在して同基金と国連大学でつくる「女性のためのアジア平和国民基金運営委員会」(委員長=石山富市国民基金理事長)なる国際機関(?)を経由して、本来国内の事業に拠出できないはずのODAが同基金に流れていることなどを初めて明らかにして、不透明さを厳しく追及し、政府が謝罪しすっきりした形で直接個人補償するよう求めた。福田長官は「たしかに、ややっこしい」と述べ、複雑な支出経路を認めた上で、「それなりの経過もある」と弁解した。田嶋陽子議員(社民)はインドネシアの被害者の体験を詳しく長官に語り聞かせ、国際的な人権やフェミニズムの視点を踏まえた政策転換を求め、戦時性的強制被害者問題解決促進法案の審議に被害者や関係者らの意見を直接聞くよう提唱した。官房長官も「議論は大変有意義」と述べ、同法案の審議を歓迎する意向を表明した。20日再び質問に立った岡崎議員に対して官房長官は、政府資料からも「強制の事実があった」ことを再確認し、「慰安婦」問題とは「非人道的な行為とそれに対する罪」と明確に認めるとともに、日本の「消えない過去の歴史」であり、「しっかりと国民一人一人が胸に刻んでいかなければならない」と答弁。「今後もこのことについてどのようにしたらいいのか引き続き考えていくべき問題」と含みのある回答をした。また答弁中2回「謝罪」という言葉を使うなど従来の官房長官答弁とは微妙な変化を見せ、注目された。議事録は参議院ホームページ www.sangiin.go.jp でも読める。

◆シベリア抑留問題でも政府文書示しての追及に坂口厚生労働相が含みのある答弁

3月20日衆議院厚生労働委員会で小沢和秋議員(共産)が坂口厚生労働大臣にシベリア抑留問題で昨年に続いて質問を行い、239万人のシベリア抑留帰還兵士らに戦後十分な補償を行った敗戦国ドイツや日本軍に虐待された元捕虜らに最近追加補償を行ったカナダ、イギリス、オランダ、ノルウェーなどの事例を挙げて追及。南方から帰還した元捕虜には支払い、シベリア抑留者には支払わないのは不平等と見直しを迫った。また1947年に政府の終戦連絡局がGHQに対して労働証明書を持ち帰らせるようソ連政府に連絡するよう申し入れた文書を示し、日本政府自身が捕虜所属国による労賃の支払いという国際慣習法を積極的に実行する意思を示していたと指摘し、日本政府による支払いを求めた。これに対する外務省側の答弁が混乱したことも含めて、坂口厚労相は「他の省庁とも議論し、議論の整理をさせていただいて答えたい」と答弁を留保し、検討を約束した。従来の決着済み論で対応できなくなり、政府側答弁に揺らぎが見え始めてきた。全国抑留者補償協議会は26日厚生労働省を訪れ、同省に未払い賃金の支払いを求める要請書を提出した。(3/27 赤坂)

◆朝鮮人強制連行者乗せ千島列島で沈没した太平丸について質問趣意書

4月9日今野東衆議院議員(民主)は、1944年朝鮮人強制連行労働者多数を移送中に千島列島で米軍潜水艦の攻撃を受け沈没した太平丸の現存する資料やデータ等を確認する詳細な質問趣意書を内閣に提出した。太平丸沈没事件が日本の国会で取り上げられたのは初めてで、政府側の回答が注目される。5月中旬に閣議決定をへて回答書が出される予定。

◆「戦時性的強制被害者問題解決促進法」早期制定求め、2万3千人分の請願署名提出

4月17日「慰安婦」問題の立法解決を求める会や「戦時性的強制被害者問題解決促進法」の立法を求める連絡会などは、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の早期制定を求める請願署名約2万3千人分を参議院議員をとおして提出した。同法案は5月中旬頃から内閣委員会で審議される見込み。(4/17立法連絡会)

◆スイス議会国際委員会、ナチス金塊の77%をスイスの銀行が購入と加害性を認定

3月22日スイス議会の委託で第2次大戦中スイスがナチス・ドイツやユダヤ人にどういう行動を取ったかを調査していた国際委員会(ベルジェ委員長)は最終報告を発表し、スイスが戦時中ドイツの戦費調達の出点になっていたと結論づけた。報告者は大戦中にナチスが売却した金塊の77%をスイスの銀行が購入。1942年にはナチス支配下の強制収容所で集められた金塊120kgを購入。「銀行側は強制収容所から来た金塊とは認識していなかったと見られるが、全体としてドイツが国内に備蓄していた以上の金塊を購入していて、怪しいことは分かって当然だった」と指摘。多数のスイス財界人がヒトラーを共産主義に對抗する勢力として歓迎、ナチスと良好なビジネス関係を結び、スイスがナチスの外貨獲得窓口になっていた結果、スイス国内のナチス資産は1941年から44年の間に20%増えたという。また戦争当事国に武器を売却しないという永世中立の原則もしばしば破られ、大戦中スイス政府あるいはスイス経由でナチスに武器が売却された例も7件あったという。(各紙)

◆国際刑事裁判所設条約7月1日、来年開設へ。ユーゴでは戦犯引渡し法案成立で混乱

戦争犯罪や大量虐殺を裁く初の常設裁判所「国際刑事裁判所」(ICC)の設立条約は4月11日までに批准国が60ヶ国を越え、7月1日に条約が発効し、来年設立されることが確定的となった。11日国連NY本部で記念式典が行われた。当初「設立までに20年かかる」などと指摘されたが、予想外に早く各国で批准された。米国はクリントン前大統領が署名したが、ブッシュ現大統領は強硬に反対。日本政府も未署名。

他方、ユーゴスラビア連邦議会下院は、11日旧ユーゴ戦犯国際法廷への戦犯容疑者引渡しを認める「戦犯国際法廷協力法案」を可決した。これまでに起訴された戦犯は引渡し、今後新たに起訴される被告は国内法廷で裁くという内容で、現職大統領や議員にも不逮捕特権を認めていない。国内に反対が強く、米国が経済援助を凍結して法案成立に圧力をかけた。国際戦犯法廷に起訴されているセルビア共和国の前内相のストイリコビッチ被告(64)はベオグラードの連邦議会玄関で抗議の拳銃自殺を図り、病院で亡くなった。(4/12各紙)

◆小泉訪韓に韓国各地で市民の抗議。金大中大統領、自民古賀氏には靖国を間接批判

小泉首相は3月21-23日韓国を訪問し、22日金大中大統領と会談したが、話題は経済連携、「拉致」問題、W杯で、戦後処理や過去に対する言及はなし。W杯共同開催に向けた地ならしの側面が強く、市民団体側の抗議もあまり報じられなかった。20日ソウル市内のタプコル公園で約300人が抗議集会を開き、日本大使館までデモを試みたが警官隊に阻止され、代表が抗議文を大使館員に手渡した。23日慶州では、元「慰安婦」らの反対デモで天

馬塚古墳公園正門を通れず、裏門から中に入る一幕も。小泉首相は4月11日には中国海南島にも出かけ、未来志向の友好をアピールした。なお、金大中大統領は4月2日に会談した自民党の古賀誠前幹事長(日本遺族会会長)に「戦犯が合祀されていない国立墓苑のようなものができれば私も参拝したい」と語った。(3/20 中央日報=韓国戦後補償速報39号、4/3 各紙)

◆高校教科書検定結果発表。戦後処理・戦後補償記述で政府見解の記載を指導・強要

4月9日文科科学省は、来春から使われる高校教科書の検定結果を発表した。問題の歴史では復古調の強い明成社版「最新日本史」だけが「慰安婦」を記述せず、歴代天皇の系譜を掲載。検定官側から「日本政府の戦争責任等に対する態度について、誤解するおそれがある」「軍による強制連行の事実を示した文書が明らかになったかのように誤解するおそれがある」などの検定意見が出されたのを受けて、記述に「村山談話」や「国民基金」の設立を加えたり、日本軍関与の表現を薄めたことなども明らかにされた。韓国政府は「一部に近隣諸国の歴史を正確に記述せず、正しい歴史認識が欠如した内容を含んでいることに憂慮を表明する」との声明を発表。10日にも崔外交通商相が「不満足」を表明、元「慰安婦」や市民団体が日本大使館前で抗議した。朝鮮民主主義人民共和国も12日国営朝鮮中央通信が『最新日本史』の検定通過を非難し、「日本当局者は歴史的、政治的、道義的責任から免れない」と強調した。(各紙から)

◆薬害ヤコブ病訴訟和解調印。和解確認書に「お詫び」盛り込む

3月25日厚生労働省で薬害ヤコブ病訴訟(本紙370号参照)の和解確認書の調印が行われ、同日夕刻東京・大津両地裁で和解が成立。96年の提訴以来5年ぶりに解決した。和解確認書には国と製薬会社の「重大な責任を自覚、反省し、深く衷心よりお詫びする」との文言が入った。調印後、坂口厚労相が「心からのお詫びを幾重にも申し上げてなお言い尽くせない」と述べ、原告団もこれを受け入れ、原告団長らが厚労相と握手した。被告の国とビー・ブラウン社などの企業は1人平均6千万円の和解金を支払うほか、入院が2年を越える患者には月額20万円の療養手当を支給。和解未成立の原告や今後の提訴者についても同一条件で和解する。HIV訴訟の原告だった川田龍平さん(26)は「国の謝罪を注目していたが、『お詫び』ではエイズの時以上のものは出ていない。謝罪の文言が入らなかったのは非常に残念。徹底的な真相究明が必要」とコメントした。(3/25各紙夕刊、26各紙)

■<案内>ソウルTO SOULトーク&コンサート—下関判決から4年・「慰安婦」問題解決を!

4月27日(土)16:00、韓国YMCAスペースY(猿樂町)、トーク=宋神道・辛淑玉・福島瑞穂、コンサート=東京ビビンパクラブ、パネル展示も。チケット当日3300円、前売2800円(学生・シニア割引2500円)。主催=下関判決を生かす会T/F03-3785-1181。

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会

4月27日(土)19:00、九段社会教育会館第5集会室(九段下)、「ILO専門家委員会2002年度報告書検討・国連人権委員会関係情報交換」など。報告=戸塚悦朗神戸大学助教授。会場費=200円。主催=国連NGO連絡会T03-3237-0217、F03-2337-0287。

【裁判情報】●4月26日(金)13:10 中国人強制連行福岡訴訟判決、福岡地裁。●4月26日(金)14:30 在韓軍人軍属裁判第1回公判、東京地裁103号(18:30 報告集会、港区勤労福祉会館、原告挨拶・講演=内海愛子)。

【お詫び】5月3・4日平壤で開催される国際シンポジウムの準備のため、多忙を極め、混号の発行が大幅に遅れてしまいました。お詫びします。
＜編集部＞

戦後補償実現！FAX速報 No.376-377 2002 5.11.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03(3237)0287 ■TEL: 03(3237)0217 ■URL: members.aol.com/sengohoshofax
■受信料：月額500円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行神保町支店（普通）013-1173765 同 ■E-mail: cfertyo@aol.com

◆中国人強制労働で福岡地裁、初めて企業責任認め、三井に賠償命令。国の責任は問わず

4月26日福岡地裁（木村元昭裁判長）は、第2次大戦中に日本に強制連行され、福岡県の三井三池炭鉱などで過酷な労働を強いられた張宝恒さん（78、河北省在住）ら中国人15人が国と三井鉱山に新聞への謝罪広告の掲載と1人当たり2千万円と弁護士費用、総額3億4500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、初めて企業の責任を認め、三井鉱山に1人1100万円（内100万円は弁護士費用）、総額1億6500万円の支払いを命じた。日本の裁判所で企業が戦時中の強制連行・強制労働の責任を正面から認定したのは初めて。判決は「国と共同して、詐言、脅迫、暴力を用いて強制連行を行い、過酷な待遇の下で強制労働を実施したもの」と事実認定し、「その形態は非常に悪質」と判断。民法709,715条の不法行為責任を認め、従来この種の訴訟で障壁となってきた「時効」の主張を退け、「正義、衡平の原則」を強調し、「除斥期間」の適用制限を命じた。また、日中共同声明や平和条約によって賠償問題は解決済みとしてきた日本政府の主張に対しても、中国外相が「放棄したのは国家間の賠償で、個人の請求は含まれず」との見解を示していると指摘し、「原告の請求権が、声明・条約により、直ちに放棄されたとは認められない」と退けた。他方、国の責任については、「共同不法行為」を認定しながら、「旧憲法下では、国の権力的作用による損害について、損害賠償責任を負担しない」とする「国家無答責」論を採用して、請求を棄却した。また三井鉱山側の賠償責任を認めながら、「謝罪広告掲載は必要ない」として請求を退けた。原告の張五奎さん（76）と杜宗仁さん（73）は「胸のつかえが下りた」「歴史的事実が認められた」と手をたたいて喜びを表した。三井鉱山は即日控訴、原告側も国の責任や謝罪要求が認められなかったことを不服として、5月9日控訴した。

00年11月の花岡和解（東京高裁）、昨年7月劉連仁訴訟勝訴（東京地裁）について、中国人強制連行・強制労働を問う訴訟と運動がまた一步前進した。7月に判決が予定されている西松建設訴訟（広島地裁）や他の中国人強制連行・強制労働訴訟にも影響を与えるものと思われる。朝日、西日本、佐賀、中国、京都新聞などが1面トップで取り上げ、毎日、27日付社説で、読売も27日付解説面でも取り上げた。張さん、杜さんは27日福岡県田川市旧田川炭鉱跡の石炭記念公園を訪れ、犠牲者27人の名前が刻まれた「鎮魂の碑」の除幕式に参列し、28日にはかつて働かされた福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の三井鉱山炭鉱跡を訪問した。（4/26時事・共同、NHK、朝日、読売、西日本・夕刊、28毎日・朝日・佐賀・南日本・Japan Times）

◆南京事件被害者李秀英さん名誉毀損訴訟も原告勝訴。著者に慰謝料150万円支払い命令

5月10日東京地裁（岡久幸治裁判長）は、中国人女性の李秀英さん（82）が松村俊夫著「『南京大虐殺』への疑問」（展転社刊）の中で「南京大虐殺の被害者でない」と名指しで書かれ、名誉を傷つけられた」として著者と出版社に1200万円の損害賠償などを求めた訴訟の判決で、原告の訴えを認め、「資料の検討が十分ではなく、合理的理由がないのに被害者ではないと推測して本人の評価を傷つけた」と認定し、著者に150万円の支払いを命じた。（各紙）

◆平壤で「日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポ」開催。国際協議会設置を提起

5月3・4日朝鮮民主主義人民共和国の平壤で「日本の過去の清算を求めるアジア地域シンポジウム」が朝鮮「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策委員会(洪善玉委員長、略称＝「従対委」)の主催で開かれ、韓国、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、米国、日本からも約80人が参加した。北朝鮮で「過去の清算」をテーマにした本格的な国際会議が開催されたのは初めてで、韓国の戦争被害者も初めて北を訪問し、証言・交流した。会場の人民文化宮殿には朝鮮側参加者も含め約300人が集まり、各国の元「慰安婦」8人、南北の戦争被害者4人の証言を聞き、各国での運動や裁判の報告を行うとともに、2日目は①日本軍「慰安婦」、②強制連行・強制労働、③日本の歴史歪曲・右傾化・軍事化の分科会を開き、最後に全体会で小泉首相あて書簡、メアリ・ロビンソン国連人権高等弁務官あて書簡、「日本の過去の清算を求める北と南および海外朝鮮人団体の共同声明」を採択した。

基調報告の中で洪善玉委員長は日本の過去の清算を1日も早く実現するため国際的な協議機関を発足させ、各国の運動が連帯・連携を強化することを提案。また、洪委員長は北側でこれまで218人の「慰安婦」被害者が確認され、内47人が公開証言に応じたが、証言者の4割を超える21人がすでに亡くなったことを明らかにし、日本が早く過去の清算に応じるよう強く求めた。全体会と分科会をとおして被害者や関係者から加害国の謝罪と補償責任を回避した「女性のためのアジア平和国民基金」への批判が強く出され、現在参議院に提出されている「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を各国代表が一致して支持し、早期制定を求めた。小泉首相あて書簡では、①過去の侵略や犯罪の責任者処罰・公式謝罪・補償、②歴史歪曲と軍国主義復活の中止、③朝鮮敵視政策の転換とすみやかな過去の清算、④朝鮮統一、6・15共同声明の支持を求め、ロビンソン国連人権高等弁務官あて書簡では、これまで採択された報告や諸勧告・決議に基づき日本の戦争犯罪と被害者の尊厳回復のため常設の専門機関の設置と資料調査、日本政府への直接勧告などを要請した。「南北と在外韓国・朝鮮人補償要求団体の共同声明」は、①日本の公式謝罪と補償、②資料公開と責任者処罰、③歴史歪曲・在日朝鮮人差別の中止、軍国化と海外侵略の企て放棄、朝鮮統一妨害中止、を求め、「従対委」のほか、「日本帝国主義の朝鮮占領被害調査委員会」、「アジアの女性と連帯する朝鮮女性協会」、「反核平和のための朝鮮原爆被害者協会」〈以上北側〉、「韓国挺身隊問題対策協議会」、「太平洋戦争被害者補償推進協議会」、「日本の教科書を正す運動本部」〈以上南側〉、「朝鮮人強制連行真相調査団」〈日本〉、「ワシントン地域挺身隊問題対策協議会」〈米国〉が署名した。日本からは土屋公献元日弁連会長を団長に、鈴木二郎、大島孝一、石毛えい子、空野佳弘、新美隆、野添憲治、金英姫、洪洋進、侯義文、岡本厚氏ら50人以上が参加した。日本からの参加者による報告会が東京では5月17日(金)18:30九段社会教育会館第1学習室で開かれる〈案内欄参照〉。(5/1～5共同・朝日・KCN・朝鮮労働新聞、5/10朝鮮新報)

◆「国民基金」韓国・台湾での「償い金」支給事業申請受付終了。最後まで混乱、抗議デモも

5月1日「女性のためのアジア平和国民基金」(河山富市理事長)が1997年から行ってきた韓国・台湾での「償い金」支給事業の申請受付が終了した。最終的な申請者・受け取り者の数は発表されていないが、1日付「朝日」は「韓国・台湾・フィリピンで約300人になる見通し」と報じている。実施前から各国の被害者・関係団体から激しい反対・抗議を受け、韓国・台湾政府も対抗給付を行い中止を求めるなど外交問題にまで発展する異例の事態となった。韓国では今年1月に申請が終了する予定が、急に2月に70日間の受付期間延長を

一方的に発表するなど、終始「国民基金」側の強行姿勢が目立ち、被害者・被害国側に一層不信感を植え付け、被害者や運動体を分裂させるなど緊張と亀裂を広げた。最終的な数字を伸ばすため、韓国・台湾で「代理人」らが駆け込み申請をあおって活発に働きかけ、各地で混乱が広がった。台湾では連日テレビでCMを流し、しつように電話をかけて受け取りを迫るなどの露骨なやり方に怒った元「慰安婦」5人と支援団体メンバーら約30人が4月29日日本の対台湾交流窓口の交流協会台北事務所前で抗議デモを行い、基金と日本政府を非難し、民間基金でなく国家賠償を要求した。昨年8月に受付が終了したフィリピンでも4月16日にマニラの日本大使館前で元「慰安婦」と支援者約60人が抗議デモを行った。

なお、これに先立ち基金の村山富市理事長は4月22日小泉首相と川口外相を訪ねて「償い金」支給事業の5月1日終了を報告するとともに、医療・福祉事業は今後も継続する考えを伝え、協力を求めた。これに対し、川口外相も協力を約束した。同日、基金事務局は4月16日までに236人に「償い金」を支給したと発表した。また、駆け込み申請の急増(?)に伴い、「償い金」の原資である募金の不足が危惧される事態となり、基金は4月29日付読売、30日付朝日新聞などに「いま、ひとたび募金に協力下さい」と題した新聞広告を掲載し、駆け込み募金を訴えた。募金目標額は当初20億円だったが、4月16日までの総額は約5億5900万円。その多くは自治労などの村山内閣支援労組の組織カンパや自社さ3党の国会議員・政党のカンパ、外務省職員・大使館員らの官製国民募金とみられる。

「国民の善意」を押し売りする基金呼びかけ人らの居丈高な姿勢が目立ち、最後まで混乱を重ねて、後味の悪い幕切れとなったが、被害者らの信頼を失った日本政府の方が失ったものが大きいとの指摘もある。「国民基金」側は生き残りをかけてすでにいくつかの「次の手」を構想・準備しているもようで、反対運動の側も“ポスト「国民基金」”の新たな戦略を求められている。今後「国民基金」事業そのものの真相究明も課題となる。(4/22 共同・時事・毎日速報、29 共同、5/1 朝日)

◆朝鮮人強制連行・太平洋沈没の犠牲者は182人、千島列島海域全体で708人と政府発表

10日、先に今野東衆議院議員(民主)が提出した1944年に千島列島で米軍潜水艦の攻撃を受け沈没した太平洋丸の朝鮮人犠牲者などのデータ等を確認するよう求めた質問趣意書(本紙前号参照)に対する政府答弁書が発表された。厚生労働省がまとめた回答の中で、政府側は正確な把握は困難としながら、太平洋丸沈没にともなう朝鮮人犠牲者の数は182名(全死亡者数は956人)と推定値を出し、さらに千島列島海域で戦時中に死亡したとみられる朝鮮半島出身の軍属は708人と推計した。太平洋丸沈没の朝鮮人犠牲者数、千島列島海域の朝鮮人死亡者数が発表されたのは初めて。同様の犠牲になった日本人の遺族の場合、援護法に基づく遺族年金や弔慰金が約4104～4147万円支給されたとも回答している。答弁書はまた、「未払い賃金を含む韓国側との債権問題は65年日韓請求権協定と韓国の国内法で消滅」、「北朝鮮との請求権問題は日朝国交正常化交渉で協議されるべき」としている。これに対し、1995年から太平洋丸の調査と引き上げ、慰霊を呼びかけている太平洋戦争犠牲者韓国遺族会の金景錫会長は、「日本政府がようやく対応したことは評価するが、黄海道、江原道からそれぞれ約500人ずつが徴用されたことがこれまでの調査で判明しており、人数が少なすぎる。誠意ある調査を求める。犠牲者名簿の公表、謝罪と補償はすぐに行うべきだ」とコメントした。なお、平壤国際シンポジウムでも3日に太平洋丸生存者の黄宗洙(ワノ・チン)さん(75)が当時の様子を詳しく証言している。(5/10 共同・時事・朝日夕刊、11 江原道日報)

◆小泉首相靖国抜き打ち参拝にアジア諸国反発。小泉政権への不信感一層増大

小泉首相が4月21日再び靖国神社を参拝したことに対し、アジアの被害国は一斉に反発。いずれも即日抗議声明を発表し、22日には中・韓大使が外務省事務次官に抗議。中国は27日から予定されていた中谷防衛庁長官の訪中と5月中旬に予定されていた中国海軍艦船の初訪日を延期。29日には訪中した神崎公明党代表に江沢民主席が「許せない」と発言。30日にも金大中韓国大統領が日本人記者団との会見で「到底納得しがたい」と発言。24日に日本大使館前で行われた506回目の「水曜デモ」に参加した元「慰安婦」らは「日本軍国主義の亡霊に宣戦布告する」「小泉は韓国国民に謝罪せよ」と激しく抗議した。(各紙から)

◆オーストリアでナチスによる「障害児抹殺」の遺体を60年ぶりに埋葬

28日オーストリアのウィーンで第2次大戦中ナチスによる障害児らの「安楽死計画」で殺害・餓死させられた子どもたち789人の保存されていた遺体の一部(79年に発見)などがウィーンの中央墓地に60年ぶりに埋葬された。埋葬式に出席したクレスチル大統領は「歴史の暗部に向き合うまで時間がかかりすぎた。我々は過去の傲慢を終わったことのように扱うべきでない」と真相究明を進める姿勢を強調した。遺族は責任者の処罰を求めているが、主犯とされる精神科医のハインリッヒ・グロス医師(86)は、「老人性痴呆症」の診断を受け、裁判は無期延期となっている。(4/27朝日、29読売、30朝日、毎日夕刊)

◆95年ボスニア紛争時の虐殺防止責任を果たせず、オランダ内閣総辞職

4月16日オランダのコック首相は、オランダ国立戦争資料研究所が、1995年7月にボスニア・ヘルツェゴビナ紛争の中で起きたセルビア人勢力がイスラム教徒住民を大量虐殺した「スブレニツァ虐殺事件」を阻止できなかった責任の多くは国連防護軍として駐留していたオランダ軍部隊ではなく、現状認識を誤り、不可能な任務を与えた国連上層部とオランダ政府にあるとした報告書の発表を受け、16日内閣総辞職を発表した。(各紙から)

■＜案内＞韓日被爆者連帯・援護法の適用を求める決起大会

5月15日(水)10:30、第2衆議院議員会館第4会議室、韓国原爆被害者協会会員ら22人が韓国から来日。日本被団協と一緒に厚生労働省、外務省交渉を予定。連絡先＝在韓被爆者問題市民会議 T/F03-3701-5916(中島)。

■＜案内＞「慰安婦」問題の早期解決を求める第61回サイレント・デモ

5月15日(水)11:30、参議院議員会館前。13:00全国会議員に資料配布予定。呼びかけ＝「慰安婦」問題の立法解決を求める会 T03-3262-6646、F03-3237-0287。

＜ご案内＞「日本の過去の清算を求める平壤国際シンポジウム」報告会

- 日時：5月17日(金)18:30(開場18:00) ●会場費：500円
- 会場：九段社会教育会館3F第1学習室(地下鉄「九段下」下車6番出口、Tel3234-2841)
- 内容：①国際シンポの記録ビデオ上映、②報告＝土屋公献、大島孝一、伊藤孝司、金英姫、ほか日本からの参加者 ●連絡先：同シンポ日本協力委員会 T03-3237-0217 F3237-0287

■＜案内＞「朝鮮問題」公開講座—日本の過去と日朝関係の現在

5月18日(土)13:30、中央大学駿河台記念館560号(「お茶の水」下車)。スライドと話＝伊藤孝司、司会＝伊藤成彦。参加費＝500円。連絡先＝「朝鮮問題」懇話会 T045-781-2001(関東学院大学大内研究室)。

【お詫び】連休と5月3・4日平壤での国際シンポジウムが重なり、発行が大幅に遅れてしまいました。お詫びします。

＜編集部＞

第58回人権委員会は、開会当初、パレスチナ問題で日程が遅れ、さらに国連の経費削減措置として夕方6時に会議を打ち切ることになり、日程が大幅に変更になったうえ、発言時間の制限などで混乱していた。さらに、会期内に終了するため、関連の議題についてはまとめて一回の発言に限定する、発言時間をさらにカットするなど、会期中で規則の変更が多々あり、女性に対する暴力の議題は、当初の予定より遅れて4月18日審議予定となった。このため、今回は直接会議での対応ではなく、もっぱら基金の現状を伝え、また今後の問題についての情報収集につとめた。

出張者 有馬真喜子理事、松田瑞穂(事務局)

1) アジア女性基金の償い事業が最終段階に入った旨、下記の方々に報告

原口ジュネーブ代表部大使、渡邊公使、藤原参事官、塚田一等書記官、小鹿参事官(ILO 担当)、岸守書記官(難民高等弁務官事務所 HCR 担当)、シェラザード・タジバクシュ(HCR 国際保護担当部長付き法律顧問)、ファニー・ベネデッティ(ジェンダー専門官)、ラディカ・クマラスワミ女性に対する暴力特別報告者、ソンドース(人権高等弁務官事務所女性問題担当者)、谷村(IOM アジア・オセアニア担当首席顧問)。

- ① クマラスワミ特別報告者からは、自分も2003年が最後の報告書になる。全体的な報告のため基金の今までの成果について2頁ほどのまとめを提出して欲しいとの要請があった。また、「償い金をお渡しする事業は終了しても、何らかの形で、元『慰安婦』の方々に対するプログラムが必要と考え、現在検討している」との有馬理事の発言に賛成していた。今回の報告書(E/CN.4/2002/83/Add.1)は、文化や慣習等に基づく女性に対する暴力で、性器切除や名誉殺人が含まれているため、決議案には多くのイスラム諸国が疑義を示している。
- ② タジバクシュ法律顧問からは、アジア女性基金の「武力紛争下における女性の人権」専門家会議(2000年、京都)に参加して、AWF のアジア地域ネットワークに感銘を受けた。「過去の問題への取り組みだけでなく、現在起こっている問題でも HCR と協力してほしいと考えているので尊厳事業を続けて欲しい」との発言が二度にわたってあった。また、HCR が直面している職員の不祥事について、大使館担当者から、日本は欧米諸国が主張している加害者への処罰に加え、被害者へのプログラムが大切と思うので、今後、意見を聞く機会をもうけたいとの発言もあった。
- ③ 谷村首席顧問は、アジア女性基金の償い事業を含め、過去の問題の処理は難しいと述べたうえ、IOM はドイツ基金のユダヤ人を除く、戦争中の強制労働者に対する補償やスイスの銀行の戦争中の処理などを委託され、本部職員に匹敵する人数の専門家を入れて過去の問題に関する事業をおこなっているとの説明があった。本来の移住労働者の問題や国際的な人身売買への対応プログラムについて、近く日本に行くので相談したいとのことだった。

2) NGO では、APWLD のピラダ(タイ)、ジェーン(フィリピン)が世界人種会議のフォローアップのため参加。日程が変更になったので帰ることになったとのことだった。申ヘイスーは韓国女性連合で参加。親しく挨拶したが「慰安婦」問題についてはどちらからも発言はなかった。帰国は未定との発言があり、日本の教科書関連で「慰安婦」問題が出る可能性があるのでは待機しているとの印象を受けた。

3) ILO 第29号条約、強制労働について

今回の情報収集の結果、今後、深刻な問題に発展する可能性があるとの印象をもった。このILO29号条約違反問題は以下のようなものである。

第二次世界大戦前および同大戦中における「慰安婦」制度は、ILO29号条約(強制労働に関する条約)違反であるとの大阪府特別英語教職員組合の意見に対し、ILO 専門家委員会は1995年、その意見に留意しオブザベーションを提出した。以後、日本の政労使の説明にもかかわらず、このオブザベーションは、年々エスカレートとする傾向にある。さらに、2001年6月には、全日本造船機械労働組合が、戦争関連の補償に関する日本政府の立場について、条約は国家レベルでの補償を要求する権利および外交的保護の権利を終了させているが、個人の損害賠償についての権利は終了させていない旨文書で指摘し、日本政府は、2002年6月の第90回 ILO 総会において詳細を提供することになっている。

また、今後、この件が専門家委員会を超えて、総会個別審査事項になる可能性も高まっており、マスコミ、NGO 等で大きく取り上げられることも考えられ、慎重な対応が必要と思われる。

4) 「女性に対する暴力撤廃」決議案について

カナダが毎年決議案をとりまとめているとのことであるが、その非公式協議に参加した。例年通例の箇所と、その年度の報告書によって変更の箇所があるが、政治的、宗教的、社会習慣上などの利害やさまざまな意見が対立した場合、一項目ごとに論議される決議案は、最終的には、とりまとめ国に一任される。そのため、特別報告者最終年の決議や、国際社会にアジア女性基金事業へのより正確な理解を反映させるためには、関係当事国、地域のみでなく、カナダ政府や国連人権委員会メンバー国への説明は、重要と思われる。

5) 教科書問題と人権委員会について

女性に対する暴力特別報告者がその報告書で「慰安婦」問題に言及したのは、過去3回だけであるが、韓国、北朝鮮、NGO は、毎年、人権委員会の論議の中で、日本の教科書問題、国際的な人身売買などに関連して「慰安婦」の問題を発言している。今年も、4月10日の連合通信は韓国が昨年に続き、国連人権委員会に日本の歴史教科書歪曲問題を提起するという立場を決めたと報道し、発言の具体的な内容について協議が行われていると伝えた。これは、9日、文部科学省の検定を通過した「最新日本史」など6種の教科書が従軍慰安婦動員の事実を依然として無視したことや独島(竹島)領有権への主張がこの対応につながったと伝えた。また、朝鮮日報は、同日、日本の新しい教科書が、独島領有権、従軍慰安婦に関する記述の漏落、3・1運動の流血弾圧など、問題点を含んだままで検定を通過したと伝えた。この教科書について韓国政府は「全般的に現行の記述を維持した中で、一部の記述を改善した点については評価する」としている。政府関係者は「ワールドカップを控えているわけだし、採択率0.4%に過ぎない教科書ごときで、わざわざ騒ぎ立てることもないだろう……」と世論の様子を窺っていると報じている。

以上